

日野商人・ 中井源左衛門光基の 旅日記について

東北地方での商業活動と
地震の記録

青柳周一
Shuichi Aoyagi

滋賀大学経済学部教授

I はじめに

滋賀大学経済学部附属史料館で収蔵している近江国日野（滋賀県蒲生郡日野町）の中井源左衛門家文書は、近江商人としては最大級の経営規模を誇った商家の史料群として、研究史上きわめて大きな役割を果たしてきた^①。また同家は仙台城下（宮城県仙台市）を中心に石巻（同県石巻市）・中村（福島県相馬市）・天童（山形県天童市）・大田原（栃木県大田原市）といった東北・北関東地方の各地や、名古屋・京都・大坂などにそれぞれ出店を構えていたため、中井家文書中にはそれら地域に関する史料も豊富に含まれている。こうした史料は出店が所在した各地域の歴史を研究する上でも資するところが大きく、現地研究者によって、また各地の自治体史編さん事業において、早くから注目されてきた^②。

近江商人とは「近江国に本宅を置いて、他国稼ぎをした商人」と定義することができ、近江国外の諸地域へ進出して商売を行なったところに特質がある^③。近世において進出先の各地と中央市場とを結び付ける遠隔地間商人として活躍し、地方の特産物流通の重要な担い手となった近江商人にとって、各地に設置した出店の維持と管理は重要な課題であった。そのため、常日頃の出店経営を現地に配属した奉公人たちに担当させる一方で、当主も出店を直接視察し監督する必要から、自ら出店を定期的に巡回した。これが「店廻り」であり、中井家文書中にはこうした当主による店廻りの記録も豊富に残されている。

店廻りの記録は、近江商人の商業活動の地域的な広がりについて、その具体像を捉えようとする上で価値がある。また店廻りの途上で、当主たちは商売のみならず多彩な文化的・社会的活動を行なっており、ここでは近江国と他地

① 中井源左衛門家および同家文書については、江頭恒治『近江商人中井家の研究』雄山閣、一九六五、平成二二年度、平成一四年度科学研究費補助金

（基盤研究（B）（2））研究成果報告書

② 『近世・近代商家文書に関する総合的研究』（研究代表者・宇佐美英機）、『近江日野の歴史第七巻 日野商人編』（二〇一〇）など参照。

③ 中井家文書を用いた東北地方の自治体史としては、『仙台市史』

『石巻の歴史』『天童市史』などがある。

④ 前掲『近江日野の歴史』五頁。

域間にあって商人の往来を通じた経済・文化・社会的交流が生じていると見ることが出来る。このような近世における遠隔地間での諸交流関係の生成・展開過程を検討する上でも、店廻り記録は有効な視座を与えてくれるであろう。

筆者はすでに中井家三代目当主である源左衛門光熙の店廻り記録についての論稿を公表しており⁽⁴⁾、本稿はその続編的な位置づけにある。本稿では、四代目当主源左衛門光基(光茂・正治兵衛、石翁と号す)が天保六年(一八三五)に行なった店廻りについて記録した「四番諸事日下恵」⁽⁵⁾という表題の史料を取り上げる。光基は三二歳で家督を相続した天保五年から、明治四年(一八七二)に没するまで日記を書き続け、現在四九冊の日記が残されている。その内の一冊が「四番諸事日下恵」である。

この年、光基は日野を出発後、中山道から北国街道を経由して日本海側に出て、越前・加賀・越中を通過して越後へ入り、新潟(新潟県新潟市)から亀田(同県同市江南区)―保田(同県阿賀野市保田)―津川(同県東蒲原郡阿賀町津川)―野沢(福島県西会津町野沢)を経て、若松城下(同県会津若松市)に出ている。とくに保田―津川間での通行は、かなり困難であったようである。若松からは白河(同県白河市)へ抜け、一旦大田原へ立ち寄ってから再度白河へ戻り、本宮(福島県本宮市)―桑折(同県伊達郡桑折町)―山形(山形県山形市)と經由して天童へ至っている。

光基は天童店にしばらく滞在した後、山形へ出てから笹谷街道を用いて仙台へと向かっている。

江頭恒治氏は、三代当主光熙が仙台店の得意先商人たちへの挨拶廻りを行なった際の日記中に各地の物価や産物などについての記事があることを指摘しているが⁽⁶⁾、この「四番諸事日下恵」にも福井や金沢・新潟などでの米相場が記されている。

光基も天保六年の九・一〇月中に仙台店の得意先廻りを行っており⁽⁷⁾、翌年四月四日に仙台からの帰路に着いて五月一八日に日野へ戻っているのであるが⁽⁸⁾、本稿では日野から仙台へ至るまでの往路の行程について検討する。なお光基は仙台店に滞在中の六月二五日、宮城県沖地震に遭遇しており、「四番諸事日下恵」に自らの経験や現地情報を書き留めている。東北地方における震災史研究上貴重と考えられるので、本稿ではその部分の紹介も行なうこととする。中井家文書中の天保六年地震記録は東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』や宇佐美龍夫編『日本の歴史地震資料』拾遺』にも収録されておらず、今回の紹介が初出となると思われる⁽⁹⁾。

II 中井光基の旅(1)

―日野から会津若松まで―

光基が日野を出発したのは五月四日である。この日は御

4 拙稿「移動する商人―南東北地方における日野商人・中井源左衛門光熙の店廻りについて―」(人間田宣夫監修/安達宏昭・河西晃祐編『講座東北の歴史第一巻 争いと人の移動』清文堂、二〇二二)所収。

5 中井家文書八五八五。番号は「中井源左衛門家文書目録」(前掲研究成果報告書所収)での文書番号。以下同じ。

6 江頭前掲書三三八頁。

7 天保六年「六番諸事日下恵」(中井家文書八五八七)、江頭前掲書三三八―四二頁。

8 天保七年「八番諸事日下恵」(中井家文書八五九〇)。

9 東北大学災害科学国際研究所准教授・佐藤大介氏のご教示による。

代参街道を経て中山道の高宮（滋賀県彦根市高宮町）で一泊している。翌五日は北国街道に入って木之本（同県長浜市木之本町）で一泊し、あわせて木之本本地蔵にも参詣している。六日には賤ヶ岳の古戦場跡を見物して、それから敦賀（福井県敦賀市）まで出ている。

賤ヶ岳では案内人を頼み、賤ヶ岳合戦で討死した豊臣方の武将である中川清秀の墓に詣でたが、それ以外の場所に案内されなかったと不満を漏らしている（「志津ヶ嶽へ参る、案内者頼頼式百文遣す、中川公墓所計致案内、其余は一切連れ不参、甚不宜人物にて、態々参り候所詮無之事」）。

ここで光基は中川清秀の石碑の碑文を書き写しているが、先代当主である源左衛門光熙もこの地を訪れた際に、同様に碑文を旅日記中に写し取っている¹⁰。

五月六日から八日にかけて、光基は敦賀に滞在している。ここでは船遊びを兼ねた常宮神社（同県敦賀市常宮、敦賀半島の東側に鎮座）への参詣などについて記しており、光基による旅先での遊興の様子がよく窺われるので、以下にその箇所を引用する。

（七日）常宮（常宮神社）へ船にて参詣、船路但し二里余、尤酒肴持参、船中にて給、着岸之上参詣、拜殿にて又々酒取出し、泉蔵坊へ参り昼飯給、忝人前百文之割、外に茶代式百文差置、夫より引取かけ、一夜之松原（気比の松原）前にて引網為致、則三度為引候処、色々小

魚・かれ・きす・小鯛等有之、直々料理、又々酒相初候事、網引代五百文、刻限七ツ半に成る、夫より丸伝へ参る、芸者お駒・お柳・お梅と三人呼、女郎忝人三平へ為買、四ツ時分引取候事、丸伝之惣掛り式両也、敦賀言葉とふしておる、こふしておる、こふ致しまして□長し、尤狂言言葉のことく、女郎・芸者わしが〜と云ことを数多云（助詞の「三」「而」「与」「や」「を」などはひらがなに改めた。丸括弧内は筆者による注記である。以下同じ）

右の引用文中にも見える通り、光基は日本海側の各地で宿泊するにあたって、それぞれの場所で用いられている言葉を書き留めている。五月八日には気比神宮に詣でてから敦賀を出立し、今庄（同県南条郡南越前町今庄）に一泊。九日には福井城下（同県福井市）に到達し、城下町見物をしてから一泊している。

（九日）福井高島屋へ七ツ時前着泊、今日通行之道々府中は福井御家老式万五千石之御在所なれと家数式三千も有之由にて、至極繁昌之土地、鍛冶や抔夥敷、女郎や抔立派之女郎や数軒有之、中々場所柄也、又福井御城下も中々繁花之土地にて、家数之式万も有之由にて賑々敷土地、全体北国今庄当りより段々此かた普請向かいつれも誠に手丈夫之建方也、下鯖江も随分宜敷所柄也（中略）扱福井高島やへ参着之上、案

¹⁰ 拙稿「中井源左衛門光熙「近江順拜日簿」(一)」

（滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』四二、二〇〇九）参照。

内者相頼、先つ愛宕山へ参り候処、どこを当て共も無連歩行候間腹立候俣引取、宿之亭主へ相咄候に付、亭主直々案内同道、愛宕一山所々見物、数多遊参人有之、賑々敷事、夫より誓願寺へ降り、夕方宿へ引取、此誓願寺と申は役者・芸者等之住居致居候所也

一〇日にも案内を雇つて福井城本丸を拝見して、福井藩家老の本多内藏助屋敷や九頭竜川の船橋（船を繋いで架けた橋）などを見物してから、船に乗つて九頭竜川を下り、河口の三国（同県坂井市三国町）へと向かつている。

舟橋迄陸参り舟橋一見、扱はや見事之橋にて、何様北国一番之橋にも可有之か、川巾式丁余船四十八艘つなき、其上へ巾一問程に板を渡し候もの也、船は岸より岸へ大丈夫之鉄之くさり（鎖）にてつなき有、扱右橋渡り森田にて小船一艘借切、代七匁、段々川を乗下り候処、川端にて女子供川を穿ち木きれを拾ひ居、是全能々薪木不自由之土地と相見へ候事

三国に到着すると、光基は早速東尋坊へと出向き、その晩は芸者・女郎を大勢集めて遊んでいる。

三国鶴田屋へ八ツ時着泊、但し川之里数七り也、直々案内者相頼、代百匁也、唐人坊（東尋坊）へ見物に参

る、一里余、道にて海士三人相頼、代三匁、唐人坊にて魚類為取候処、あわひ（鮑）大小五、さい（サザエ）大小九ツ、雲丹壱ツ、なまこ一ツ取参る、是能々楽也、帰りかけ浜之塩湯にて右為取候あわひ為料理酒給、外に鯛七分にて壱疋調、吸物・塩焼・作り身等に為致酒給、代三匁、外壱匁茶代、メ壱朱差置（中略）扱又夕方福島屋へ案内致置、支度之上一同遊に参り、芸者一組女郎三人買上、則扱メ高壱両壱分式朱也、鶴田屋亭主へ相渡す、扱右夕方案内致置候処、下女様之者宮灯燈持参迎に参り、直々参候処、奥之間は客有之に付、脇之八畳にて遊、女郎之四・五人も借り芸者壱組福島や内義等も座敷へ出、三味線などにて座持、女郎いづれも三味線持、女郎は打かけにて見へ目致候得共、服至て僊服、頭も髓甲には可有之候得共、如紙薄きもの也

一日は三国から船で吉崎（同県あわら市吉崎）へ向かい、吉崎御坊に詣でてから大聖寺（石川県加賀市大聖寺）を経て、山代（同県同市山代温泉）の「湯治場」で一泊している。

二日は金沢城下（同県金沢市）の「御手判宿しら山や」で一泊し、「金沢辺女之風俗上方に格別替る事無之、城下至て大きな所、諺に十万軒もあるなど、申居る」などと、街の印象を記している。翌二三日には城下町見物をしているが、加賀藩領外へ出る際に必要な「御手判」の発行が遅れたため、さらにもう一泊を余儀なくされている。

(二三日) 今朝案内人相頼、東西本願寺御坊、御太身御屋敷、宮々参詣、八幡宮之はた卯辰山いそやにて支度、夫より御城内拜見、扱至極立派成事、尤山城也、御菩提所へ参詣、禅宗、芝居見物、八ツ時過旅宿帰り出立可致と存候処、御手判未出来不申、是より相願候得は一時計も相掛り候由、左すれば津はた(津幡)へ四り余連も不被参、不都合ながら金沢に今一泊致候事

一四日は石動(富山県小矢部市石動町)で一泊し、一五日は高岡(同県高岡市)まで出たものの悪天候で「大門之川」(庄川)が通行できず、やむなく同地で一泊している。一六日は魚津(同県魚津市)に一泊。一七日は境村(同県下新川郡朝日町)の「御境御番所」(加賀藩の境関所)を金沢で発給された手判を示して通過している。その後、市振(新潟県糸魚川市市振)の「高田公御番所」(高田藩の市振関所)に至るが、こゝは笠を取るだけで通過できたようである。この日は同地で一泊している。

一八日は北国街道(北陸街道)で最大の難所として知られる親不知子不知の断崖(同県糸魚川市の西端)を通過して、能生(同県同市能生)に一泊。一九日は今町(直江津、同県上越市)で一泊し、「此辺之女はかせき(稼ぎ)強き所にて、人足長持など女也、かち(徒歩)荷持も女也」と記している。二〇日は柏崎(同県柏崎市)に一泊。柏崎への道のり内、「柿崎より鯨波」までが難所であったとしているが、

この間には米山山麓を巡る通行困難な「米山三里」(青海川―鉢先間)が存在した。また鉢崎(同県同市米山町)と柿崎(同県上越市柿崎区)間の道については、「砂地海辺にて砂深く、諺に鉢崎砂山下駄はいて蹴上げると云」と、地元のことわざを交えて書き留めている。

二一日は雨天のため道が悪くなっており、長岡(同県長岡市)までしかたどり着けなかった。同地で一泊し、二二日は信濃川を船で下って新潟へ到着している。翌二三日は、新潟見物と芸者・女郎遊びに一日費やしている。

二四日は前の晩に宿屋で予約しておいた船に乗って栗ノ木川を遡上して亀田へ向かい、柄目木新田(同県新潟市秋葉区)の「草水油」(油田)や、小島村(同県阿賀野市小島)の梅護寺の「八ツ房梅」などを見物しながら、保田まで出て一泊している。この日は道順が分かりにくく、油田見物にも手間取るなど大変であったと記している。

二五日は保田から阿賀野川沿いの山道を進み、船も使いながら津川へ向かうのであるが、今回の旅の中で光基はこの箇所を通過するのに最も苦労を強いられており、今後は他国へ行った際には不案内な道を使つてはならないと自ら戒めるほどであった。少々長文になるが、全て引用しよう。

(二五日) 今朝保田宿出立之処、一り計参り候得は山へ掛り、山之がけ小道、殊に下たは大川、誠に難渋致し、人足を取にも植付最中にて一人も無之、漸八ツ半過彼

是七ツ時分矢沢と申所へ参り候処、空腹に相成支度致
度候得共茶屋無之、段々致吟味候処、漸一軒有之、飯
無之哉尋候処無之旨、見受候処盲之婦人一人にて、外
に人手無之、とふか（米を）たき異間敷頼候処承引
にて、早速たき異三人先ツ夫を給、七ツ過出立、直に船
に乗十丁計も乗候処、少々危事有之、夫も先つ無難に
着岸、外に乗合も有之、一同上り壺丁余り参候処、道
無之、川之上之岩をつたい銘々這ひ歩行候は、ねはなら
ぬ様之処にて、中々三平荷物杯可被通往来に無之、跡
へも先へも不被参、如何可致哉と十方に暮、三人誠に
当惑致候得共、外に手段も無之、依て弥兵衛を先之村
へ遣し、船にても為雇可申と遣候、扱跡に我等三平、日
は追々西山に越、不案内之処故、万一日暮候ては野宿
より外無之、何分心不定、弥兵衛は中々不帰、心を落
付させ可申として、たゞ給可申と火打入致吟味候得共
無之、挟筥へ入置候間、両掛致吟味候得共、心せき候
ま、火打入も頓渡不知、其内三平工風致し候には、背
負に致し先はそろりと可参と申候間、左候は、其
都合に可致申付候に付、片挟筥丈け背負、三丁計先へ
歩み置、三度目運ひ掛候処へ、弥兵衛漸赤岩村と申処
にて兩人背負雇ひ遣し異、大に心丈夫に相成、右赤岩
村へ暮前参り、其処にて身支度致し候、尤其場所より
赤岩村迄十丁余有之、兩人雇ひ之者へ忒百文酒手遣
し、茶代五十文遣し、夫より津川へ廿五丁計と申事に

て、急き参り候処、途中にて日暮致難儀、漸々津川羽
やへ六ツ半時着泊、扱々今日之道々は誠に〜大難
儀、生涯に無之をそろ敷（恐ろしき）目に出合候、以来
心得事にて、他国へ参り不案内之道を不可参事、仮令
心易く人々申候共、決て〜可参からず、二日三日之
廻り道にても急度本道可参、小道之儀は今度此度懲
り果申候事、其上旅宿へ付候処、遅く相成候故、宜敷
間は塞き門端之間にて、風呂と申せはたんぼ（田んぼ）
のこくとくにござり有之、其不都合さは難述言語、疲候に
付何事も文略す、今日は纔に七り之道中也

二六日は津川から野沢へ向かい、この間に越後国と陸奥国
の境を越えている。二七日には若松城下まで到着しており、
ここでは「今日弥兵衛より李兵衛方へ異見旁相馬方へ廻り
度旨申出、夫より色々相咄候事」と、同行者の弥兵衛が相
馬店の支配人である李兵衛への意見の通達を兼ねて相馬に
立ち寄りたいたいと申し出ている。これが、光基が旅に出てから
始めて現れる商売に関する話題である。

III 中井光基の旅（2）

— 会津若松から天童・仙台まで —

光基の旅は、陸奥国に入ると一転して商用の色合いが強
くなる。二七日に若松を発ち、二八日は勢至堂（同県須賀

川市勢至堂)で一泊して、二九日には白河へ出ているが、こゝで光基は仙台店へいくつかの指示を記した書状を発送している。「四番諸事日下恵」によれば、その書状の内容は以下のようであった。

・ 仙台で着る衣服や身の回り品について (「袴但し麻入青紋、龍門羽折、木綿単物ふたん着、帷子上下二ツ 不及紋付、寝巻綿入 身たけ不都合にても不苦 古物宜 (中略) はこ塩、たばこ、たばこ入 江戸より参り有之分二ツ三ツ計」)

・ 藩に仰せ付けられた出金のことについて (「被仰付出金一条尋訪之事」)

・ 月メ書と綿を積んだ銚子船の運航状況について (「月メ申越候様、綿銚子船へ百六十五本積立候、無難着岸か尋之事」)

・ 古手や綿について困難がないかどうか (「古手難事、

綿難事無之哉尋遣す」)

・ 藤兵衛ほか奉公人の下向について (「藤兵衛初外登り之者下向之義」)

・ 相馬店の枝店である近江屋権兵衛が国元へ上ったかどうか (「相馬権兵衛登り候哉」)

・ 荷物を送ること。また、店に人が少ないことについての

ねぎらい (「荷物遣候事、店不人太義之事」)

三〇日には光基は弥兵衛を白河に残して、供の三平だけを連れて大田原を訪れている。大田原店はこの年の三月八

日に火災にあっており、光基が新潟から困難な道を辿って白河へ出て来たのは、大田原へ見舞いに立ち寄るためでもあった (「此度新潟より難道を不厭白川へ出、太田原迄参り候は、去る三月八日類焼に付、右の見舞に立寄候事也」)。

大田原で光基を出迎えた中井源三郎は、「我等も類焼後必至心痛致居、極意決着之処、咄候仁もなし、又咄せは皆てき (敵) となり、貴公へ相咄候迎致方も無之事にて候得共、貴て貴公へ成共相咄、向付をはらし申度、此段頼候」と苦しい胸中を語っており、光基は源三郎に乞われるまま大田原で一泊している。

六月一日にも、源三郎は光基の宿所を訪れて色々話をしているが、その中で地元商人への貸金を整理して大田原店を引き払う考えや、領主 (大田原氏) との関係などについて述べている箇所があるので、以下に引用する。

今昼前大玉子や (光基が逗留する旅籠屋) へ源三郎殿被参色々咄之上、弥此土地に永統所存無之、右に付徒是貸金之方掛る仕合之折柄故、一先御返金被下度貴付取立可申、入組之金子余程有之積、右金子之内一箇か二箇とか高を極め置、百金之高に相成候節御渡可申間、年六朱にて預り致世話具被頼候得共、及断候、再三強て頼まれ候得共、堅及断 (中略) 扱又同店引扨候にも、中々今年・明年と申様には不参、いつれ三・四年も掛り不申ては六ヶ敷由、当時店家給は従御上中町

運上百八両、外に百兩つ、御渡有之、尚又先日於江戸引継飛脚到来に付、臨時難渋申立、金千兩御下ケ金相願候処、今以御沙汰無之、来月十八日江戸御出立にて御領主御帰国、其上御沙汰に可有之、尚又御下ケ金は多分年に百兩つ、下ケ金可致御沙汰に可有之申居候事（中略）扱又同店引払候には、前々も調置通中々一兩年之事には逆も不相成、夫と申も旧店故、諸方貸金夥敷、右貸金一字取立候上てなくては引払候事逆も不相成、余程夥敷貸込有之由噂也

光基は二日に大田原を離れ、再度白河へ戻っている。三日には弥兵衛と共に本宮へ向かい一泊。四日は桑折、五日は湯野原（宮城県刈田郡七ヶ宿町湯原）に泊まり、六日に陸奥国と出羽国の境を越えて、山形へ至っている。山形では西山庄七という商人宅へ立ち寄って酒飯のもてなしを受け、光基も土産を渡している。ここで弥兵衛を天童へ先発させて到着を知らせており、それを受けて天童店から太兵衛・忠兵衛と下男、さらに弥兵衛自身が光基を迎えに出向いている。光基が天童店に着いたのは、この日の六ツ半（午後7時頃）であった。

翌日の六月七日から、光基は太兵衛らと天童店で業務をこなし始める¹¹。そうした記述の中に、天童店が仙台店へ送る綿の山形での買付に大きく関わっていたことが窺われる箇所がある。

今日太兵衛申出候は、仙店持綿當時皆メにて、百五十本計、右は六七八月三ヶ月に売仕舞可申、依て山形にて百駄調候様申参候、右に付山形にて百駄も現買致候得は、急度相庭に抱可申、左候得は半分現買、半分札買に仕候方利詰に可有之、併札買之段は兼て御法度之趣被仰付有之段故、如何可仕哉、尤仙よりは百駄注文に候得共、五・七十駄にて可宜申出候、依て申付候は、精々駄数を減し可成丈現買致、其上相庭にも抱り候事に候は、札買不苦、其旨取計候様申付候事、相庭此頃にて五兩壹分三朱位、揃もの一兩八匁位也

この日、光基は国元への天童到着を知らせる書状や、仙台店への指示を伝える書状などを送っている。一〇日にも各方面へ書状を書いており、こちらには「京御大人正太郎殿」（京都の中井正治右衛門家の二代当主武和）や、「松小殿」（江戸の松坂屋小三郎）といった宛名も見られる。六月八日には弥兵衛に伝言を授けて仙台店へ遣わした後、持参した土産物・祝儀物の包装に取り掛かり、翌九日にひとまず家内の分のみ配っている。

一三日には天童店の帳簿を改めた上で、太兵衛と忠兵衛へ今後は天童店の月々書には油の販売・製造状況がわかるように記すことを指示している（「今日帳面一見いたし居候事、夕方太兵衛忠兵衛呼、是より月々へ油売立何程に売立、此廻何割と申所、并残種平均何程に成る、尚又油之垂何程、

¹¹ 天童店の経営状況については、

江頭前掲書六五二頁以降および

『天童市史 中巻 近世編』（一九八七）

三二六～三〇頁など参照。

此垂之廻り石に付何程垂ると申所、月々月々へ相顕候様申付置候」。

さらに、今年の天童店における菜種油の中勘定の見積もりが示された上で、今後の油の製造・販売について以下のよう述べ、「油方店卸仕法」を申渡している。

右之振合に候間、荏胡麻等明細致勘定候は、貳百金余之損金と被存候事、残り種油之見詰様に寄、如何様にも勘定出来候得共、当時之相庭に見候時は、是非貳百金計は不足相立可申候事、此以後は種仕入六七月に出来候は、直々中勘定致、上方へ罷登候様申付、則案紙忠兵衛へ渡し置、右生油見詰勘定相立候処、荏草之仕入早き年に九月末、遅て十月に相成、此処中勘可致様無之、依て先々等と考置、追て可申渡旨申入置、何分種計之勘定にて不面白、左ればと申て花草之処、未畑に有之代呂物を算盤に可入様無之、相庭も如何可相運歟、旁是は甚六ヶ敷候事、油方店卸仕法左之通申渡候事（以下、店卸の雛型を記した箇所は省略）

一四日・一五日も帳簿の監査と油方への指示に取り組んでおり、一五日には白メ油の製法なども詳細に記している。またこの日は山形の松本屋金助という商人から聞いた綿相場も記し、今後の綿の調達について検討している。

一六日になって、「組合・近所・出入・懇意・得意等」の者

たちが見舞いの品を持って天童店へ挨拶に訪れており、光基は夕方までその対応をしている。それから光基は店の奉公人一同に対して「掟目」を読み聞かせ、また仙台店から「山形綿買方之儀」のために訪れた者たちと会うなどした後、夜中過ぎに寝酒を飲んで休んでいる。

一七日には天童店を発ち、仙台へと向っている。この日は先にも立ち寄った山形の西山庄七を再訪し、それから笹谷街道の川崎（宮城県川崎町）の本陣で一泊。翌一八日には仙台城下の入口である五軒茶屋で「隠居共・支配人共・懇志・出入之面々」といった関係者たちによる歓迎を受けてから、仙台店にたどり着いている。その後も「中安（親類の中井安兵衛か）は（母）殿」や「別家内儀達・店之手代共・下男・子供」と店員総出で出迎えられ、宴席は夜四ツ時（10時頃）まで続いたようである。

四ツ時を過ぎてから相馬店の空兵衛に同店の状況を尋ねたところ、空兵衛は今年春に質店の店舗を取り払い、綿・古手・木綿などの商売を停止したため、世間では風評が飛び交っており、そのことについて領主（相馬藩）から問い質されたなどと述べている（「空兵衛より相馬店取都方承り候処、立家質店当春取払、商道之方綿・古手・木綿等相止め候に付、世間にて色々風評有之旨、御上にて被聞召、権兵衛・空兵衛御召にて御尋有之」）。

この前年、光基が相馬店の帳簿を監査したところ貸金超過による損失を発見し、「貳千四百之貸捨にも可相成」と

いう状況であったので、「来正月中折を見合せ木綿・古手・綿共相止め可申、質壹方に致勤仕之(中略)縮(相馬縮か)等之段も、是よりは少々利詰悪敷候共、仙店(可送)と、質屋以外の商売の停止などを命じている(12)。李兵衛が述べた相馬店の経営の縮小は、こうした光基による指示に応じた措置と思われる。

一九二〇日には仙台店の近所の者たちが光基を見舞いに訪れているが、その一方で光基は奉公人を相馬店へ帳簿を取りに派遣して、本格的な調査に着手している。

二一日には石巻に着いた神明丸の積荷の古手に関する記事があり、二三日には相馬店へ戻る李兵衛に藩への対応について指示を与えている。なお、この年から五年後の天保一一年、相馬店は光基によって完全に閉鎖されることになる(13)。

二三日には仙台の関係者に配る「土産包金」の準備に取り掛かり、翌日も「出入之者へ之土産物」の包装に追われている。そして二五日、光基は大地震に遭遇するのである。

IV むすびにかえて

天保六年の地震と光基

天保六年六月二五日の地震は、マグニチュード七・〇程度の規模であったと推定されている(14)。「四番諸事日下恵」に見られるこの地震の記録は、以下のようなものである。

六月廿五日 今朝五ツ時入暑 七月十三日土用明
雨天 八ツ時後曇天

今八ツ時頃大地震、殊に長震也、先本店蔵々少々宛壁いたみ、新蔵・中蔵大輪少々破損、庭之蔵隅々いたみ、石灯籠不残倒れ、其余少々宛之痛有之共、格別之大痛なし、質店道具蔵、蔵之腰四方へ如輪われ、奥之蔵峯瓦三尺計落、其余少々之痛所数ヶ所、借家々々蔵々壁われ、或は瓦落、殊に山田屋彦惣名請方蔵大痛み、定兵衛方は格別之事なし、中安蔵々痛み、向ひ東喜表之小前潰れ候事、地震最中家内不残門へ走り出、或は裏へ出るもあり、誠に不覚大震可恐々々、併丁内には怪我人なく、木町に犬小家之下へひかれ死候由、養賢堂火之見番人はしごだん踏はづし落死候由、其余は不承扱又初夜半時分少々震候様相覚、夜四ツ時過余程震るひ驚入候事、廿六日夜八ツ時余程震、又明前少々震、六ツ半時少々震、廿七日五ツ時聊ながら震、七ツ半時小地震、七月十二日四ツ時中地震、七月十六日七ツ過地震、閏月一日夜四ツ時地震、閏七月十八日夜八ツ時中地震長し、其後明ヶ方迄小地震兩度、閏七月十九日夜七ツ過中地震長し、同廿四日夜八ツ時地震、八月五日朝四ツ時中地震、同六日五ツ半小地震、奥へ印す廿七日夕、石之巻店三郎兵衛態々注進申参候は、同所廿五日之地震、当所よりも烈敷、店表之二階窓之あたり損し、戸立兼候、同所年々壁落候、新八軒蔵北手之

12 天保五年「二番諸事日下恵等綴」(中井家文書八五八二)。

13 江頭前掲書九〇頁。

14 『仙台市史通史編5 近世3』(二〇〇四)一三三頁。

鉢巻一円こわれ落、内之棚々不残破損、古八軒蔵ニテ所共腰瓦こわれ落、右八軒蔵後之蔵腰瓦落、壁こわれ落、右三ヶ所之蔵々掛樋一円大破、又表之小屋屋ね一間四方計ぬけ落、其外少々宛之破損数多有之由、依而

「四番諸事日下恵」に続く六月二六日以降の日記である「五番諸事日下恵」(15)によれば、以下の日に地震があったとされる。

・七月九日 「今四ツ時地震少々有」

・同二二日 「今四ツ時中地震也、少々長し」

・一六日 「今日七ツ時地震」

・閏七月一日 「夜四ツ時地震」「今夜中時分地震、長し」

・同二日 「今六ツ過小地震」

・同二九日 「昨夜八ツ時中大地震、殊に長し、其後明方まで小地震両度あり」

・同二〇日 「昨晚七ツ時過地震、一昨晚同様之地震、長し」

・同二五日 「昨夜八ツ時地震」

・八月五日 「今四ツ時中地震」

・同六日 「今日五ツ時過小地震」

・同二一日 「初夜半小地震」

・同二六日 「今夜八ツ時前後両三度地震有之」

・同三三日 「今曉前地震、昨夜中時分にも小地震」

・同三〇日 「今夜初夜過地震」

光基は六月一八日から仙台に滞在しているが、「四番諸事日下恵」中には二五日までの間に前震があったとの記述はない。また、右の文中では二六日・二七日と、七月二日・一六日・閏七月一日・一八日・一九日・二四日・八月五日・六日・一〇日・一一日・一六日・二三日・三〇日に余震があったと記されている。

(※これらを「四番諸事日下恵」の記事と比較すると、「四番諸事日下恵」では閏七月一八日に「夜八ツ時中地震長し、其後明ヶ方迄小地震両度」とあるが、

地震掛之口
八月十日 四ツ時小地震両度有、八月十一日初夜半小地震、八月十六日夜八ツ時地震両度、八月廿三日明方地震、八月晦日中地震夜五ツ過

「五番諸事日下恵」には一九日に「昨夜八ツ時中大地震、殊に長し、其後明方まで小地震両度あり」と、

明らかに同じ地震のことが記されている。このように、両者には若干の日付の異同がある)

光基は九月十五日より仙台を離れて得意先回りに出発しており、一八日には岩ヶ崎(同県栗原市栗駒岩ヶ崎)で「今早朝地震中位」、二五日にも水沢(岩手県奥州市水沢区)で「今暁少々地震」と、地震があつたことを記している。仙台に帰着後の一〇月五日にも「今夕六ツ過地震長し」とある。一〇日には再び得意先回りに出ており、気仙沼(宮城県気仙沼市)に滞在中の一五日に「夜四ツ半時中長地震」、一六日にも「初夜時分小地震」とある。その後の余震記事は、以下の通りである。

- ・ 一〇月一七日 「夜八ツ半過中地震」(摺沢)
 - ・ 一一月四日 「初夜時分小地震」(石巻)
 - ・ 同一〇日 「初夜時小地震」(仙台、以下同じ)
 - ・ 同一九日 「今夕八ツ時分中地震」
 - ・ 同一〇日 「今夕初夜時分地震」
 - ・ 同一二日 「今四ツ時地震、昼時地震」
- (以上、「六番諸事日下恵」より)
- ・ 一二月四日 「九ツ時地震」
 - ・ 同二三日 「今夕六ツ過地震長し」
 - ・ 翌一月二六日 「昨明方地震」

・ 三月一日 「今朝五ツ半時小地震、又夜四ツ時地震也」

・ 同五日 「昨晚夜中前大橋際石垣崩、同夜中時分地震」

・ 同二八日 「今七ツ時頃地震、中之大」
(以上、「七番諸事日下恵」(16)より)

光基は四月四日に仙台店での滞在を切り上げて日野へ帰っているので、それ以降の地震の記録は「諸事日下恵」の中には見られない。

なお、仙台滞在中の天保七年三月二日、光基は「今日松三殿吹拳を以、高野治部と申御方御殿御留主居に付相願、御かけ作り御殿を初め一字拝見之処、至極結構之御建前、先つ大坂御城御殿と粗同様の趣向に候得共、貞山公以来御空殿に付破損、其上昨六月之大地震に付尚々大破に相成有之」と記している(17)。すなわち、この日光基が拝見した仙台城本丸御殿の「かけ作り」(懸造)などの建物は、六月の大地震で大破していたようである。

地震のほかにも「五番諸事日下恵」には、天保六年閏七月七日に仙台城下で発生した大水害(18)の記録も見られる。

閏七月七日 八ツ半時迄大風雨、大洪水

一過る三日残暑に有之、夜に入四ツ時より雨降、翌四日終日曇天折々小雨、五日同断、同日夕方より地雨、六日終日同断、無絶間降、八ツ後より風添、夜に入四

16 中井家文書八五八九。

17 前掲「七番諸事日下恵」より。

18 この水害については前掲「仙台市史」二二六頁参照。

追廻し半分計流失

ツ過より余程烈風、翌七日に相成候処、不相変益々風雨烈敷、大橋川も追々出水、朝五ツ過評定橋流失之噂有之、無間儉断より大橋へ土俵差出候様申參、早速為持運候処、水倍々相増、終に大橋も流失、但し橋中聊残る、尤中ノ瀬・澗ノ橋等は夫迄に流失、水破損數ヶ所不數知、扱追々所々之家流れ、或は流木・流家杯之峯に人乍乗川中を流れ候ものも數多、又は逃後れ居候内川きれ込、四方川と成り、無抛立木杯へしかみ付居候ものも有、其内立木根顛り、立木諸とも流れ候ものも有、誠にあわれ不便無限、其外數ヶ所之破損不知數、先つ流失家凡五百軒、水所數百軒、溺死廿六人、

怪我人數不知有之、未代末聞可恐々々
但し定水より水之高さ式丈余

浅賀御酒屋之腰板三尺計水付に成る、文政九

申の七月洪水より五尺計高し

昼前儉断より石母田様へ向け式百人前たき出し被

申付、早速出候事

御靈下御小人町過半流れ川と成る

中ノ瀬町半分計流失

染師町式軒流失

川原町ワコウ流れ

五軒茶屋十四・五軒計流失

長町余程流失

堂場不殘流失

以上、本稿で紹介した中井光基の店廻り記録のように、中井源左衛門家文書には近江商人研究や近江地域史研究にとどまらず、奥羽地域史研究にとつても有用な史料が含まれている。今後はこうした史料について、近江側と奥羽側の双方から活用を進めつつ、互いの研究を有機的に結びつけながら展開を図り、かつて遠隔地間に存在した交流関係について解明する方法を探りたいと考えている。

【付記】

本稿は、平成二四年度滋賀大学経済学部学術後援基金（Aの事業）「東北地方の歴史文化財の被災状況と修復・保全事業に関する現地調査」による研究成果の一部である。

**Travel Journal by a Hino Merchant,
Mitsumoto Genzaemon Nakai**
Records of Commercial Activities
and an Earthquake in the Tohoku Region

Shuichi Aoyagi

The Faculty of Economics Archival Museum at Shiga University houses historical documents on the Genzaemon Nakai family in Hino Town, Omi Province (present-day Hinocho, Gamo County, Shiga Prefecture). Among those archives, this paper will take a close look at a travel journal by the head of the Nakai family, Mitsumoto Genzaemon, who went on a trip to the Ou, or Tohoku, region in 1835. The route that Omi merchants took to the region and their activities will be examined. Mitsumoto's record of the June 1835 Miyagi Earthquake will also be introduced.